

鳥取県と電業協会の工事担当者の意見交換会

日時 令和2年10月21日（水）13時30分から

場所 県庁 議会棟3階 第12会議室

一般社団法人 鳥取県電業協会

鳥取県と電業協会の工事担当者の意見交換会（令和2年度）

- 1 日 時 令和2年10月21日（水）13時30分から
 2 場 所 県庁 議会棟 3階 第12会議室
 3 出 席 者

・鳥取県（12名）

総務部 営繕課	課 長	隠 樹 正 人
	参 事	下 田 悟
	課長補佐	松 田 秀 和
	課長補佐	神 谷 朋 之
	係 長	清 水 裕 詞
	係 長	瀬 戸 邦 彦
総務部 総務課	課長補佐	西 尾 寛
東部建築住宅事務所	係 長	垣 田 哲 也
中部総合事務所生活環境局	係 長	山 崎 博 司
建築住宅課		
西部総合事務所生活環境局	課長補佐	重 光 卓
建築住宅課		
中央病院事務局 総務課	主 幹	坪 内 清 明
厚生病院事務局 総務課	主 幹	桑 本 英 明

・(一社)鳥取県電業協会（13名）

会 長		岡 本 安 量
各支部 工事管理担当者他		
東部支部 キハラ電気工事(有)		山 根 良 夫
(株)ミナミコーポレーション		小 林 隆 志
村山電気工事(有)		松 浦 有 一
山口電業(株)		中 口 敦 雄
中部支部 (株)エナテクス		藤 井 不 二 男
岸田電気設備(有)		岸 田 智 則
北村電気工業(株)		朝 倉 真 一
新陽電気(株)		岡 部 暁 優
(有)山崎商会		酒 井 政 彦
西部支部 栄和電気工事(有)		金 山 明 史
(株)ホクシン		濱 田 修 順
事務局		太田垣

4 協会からの意見要望 「別 紙」

5 県からの議題 「別 紙」

鳥取県と電業協会の工事担当者の意見交換会 意見・要望事項 (令和 2.10.21)

項 目	内 容
<p>(工事書類について)</p> <p>① 材料搬入報告書について</p> <p>② 書類の作成について</p> <p>③ 工事書類のやりとりを共有システムで行えるようにしてほしい</p> <p>④ 工事書類の簡素化について</p> <p>(工期・工程について)</p> <p>⑤ 工期延期について</p>	<p>現場代理人の押印不要とする工事書類一覧において、(5 材料報告書) ※報告書、一覧表又は納品書コピー等 (工事写真・打ち合せ簿・納品書のコピーのいずれか) のいずれかを選択 とあるが、具体例を教えてください。(別添資料参照)</p> <p>営繕と県土等発注機関によって書類の書式に違いがあるので統一してほしい。</p> <p>工事書類の提出、承諾等のやりとりを、web上の共有のシステムで出来る様にしてほしい。コロナウイルス感染症により人との接触を控えるという理由もあるが、スピーディーな閲覧、承諾を行ってもらいたいと同時に、未提出書類や、書類も溜め込まなくなるといいと思う。立会等のスケジュールも組みやすいと思う。 国交省も10年以上前より採用しているので、似たようなものなら操作等もハードルは低いのではないかと。これを期に導入に踏み切ってもらいたい。</p> <p>弊社は最近県工事も少なく、要望事項もないようで、結構うまくいっているようだ。しいて挙げるなら、まだ工事書類が多すぎるのではと思う。 今現在コロナの影響で少なくなっているようだが、コロナが終わればまた元に戻るのか。</p> <p>まれにはあるが、あたかも工期延長が前提のような工事(契約後に工期延長の下話がある)があるので契約内容の工期・設計図書で完結できるよう事前調整を行ってほしい。 工期延長した場合には同時に配置技術者の選任期間も延長されるが、工期の延長期間には専任技術者の非専任等の優遇措置を希望する。</p>

<p>⑥ 工事の工期について</p>	<p>最近の工事は改修が多く現地確認を必要とする。工事受注後は速やかに現地調査日を指定頂き関連工事と打合わせ前に1回以上と打合せ後に1回以上調査をしてから工程表や施工計画書の作成に入りたい。</p> <p>また、工程表や施工計画書の作成も関連業者に貰って作成する事が多く受注から工事着手までの期間も工期に反映させて欲しい。試運転調整期間も、これまで通りに建築工事完了後の2週間は考慮して欲しい。</p>
<p>(設計について)</p> <p>⑦ 設計図について(その1)</p>	<p>事前調査が十分とされていない状況での設計図により施工者による調査・図面変更・協議書等による作業は多くなる事があるのではないかな。</p>
<p>⑧ 設計図について(その2)</p>	<p>梁や柱等の構造体に埋設配管や打ち込み配管など施工不能な図面がよくある、せめて構造物との取り合いは検討しておいてほしい。</p>
<p>⑨ 設計図書の不具合報告</p>	<p>発注図書の不具合について、2件ほどあったので報告する。十分にチェックしてミスをなくしていただきたい。</p> <p>① 「わらべ館受変電設備高圧機器更新ほか工事」において工事の一部の「とりぎん文化会館受変電設備機器の更新」の単線結線図が図書館の図面だった。設計事務所が間違えていたそうだが、県の方でチェックされてなかったようだ。あとで設計変更された。</p> <p>② 「鳥取県東部庁舎高圧気中開閉器更新業務」において撤去した開閉器を確認したらガス開閉器だった。ガスの抜取処分はメーカーでしかできなかった。地上13mの電柱の先端のものは事前には容易に確認できない。完成図書等の確認がなかったのでは？ あとで設計変更された。</p>
<p>⑩ 設備機器天井開口の建築工事取合いについて</p>	<p>現在、建築工事に係る天井工事で電気設備、機械設備共に天井下地切込み、設備天井ボード開口は各設備業者の方で施工を行っており、天井に係る下地補強、下地切込み天井開口を設計段階で建築工事に計上して頂き、施工して頂きたい。</p> <p>理由として、建築工事との取り合いで現場担当からの意見で天井下地や天井ボード張りの際、足場を組施工されているが、職人間で「足場に乗るな・うち等が終ってから仕事しろ・邪魔だ・電線、ボルト出し1本500円だ」などを</p>

<p>⑪ 電気工事業の人材育成推進について</p> <p>(施工管理について)</p> <p>⑫ 施工計画の作成について</p> <p>⑬ 改修工事における工事期間中の当該施設利用計画について</p> <p>⑭ 喫煙について</p>	<p>よく建築下請け業者の内装工事業者職人から言われると報告を受ける。よって、設備業者職人は残業や合間を見ての作業となることが多いと感じる。</p> <p>工事規模が大きいというのが理由かもしれないが、都会の公共工事・民間工事問わず建設現場では電気設備、機械設備共に天井下地補強、天井下地切込み、設備の天井ボード開口は建築工事に含まれているようで、電気・機械設備が天井伏図を作成した段階で元請け建築業者が取りまとめ建築工事として天井の工事をされているようだ。</p> <p>現在、建設現場の働き方改革などが問われる中で、少しでも他業者取合い工事を減らしていくという観点からも検討をお願いしたい。</p> <p>公共工事を施工するにあたり、現場代理人、主任技術者を配置する事となるが、電気工事業のみならず、人材不足・経験不足は建設業全体で、将来的に業界縮小・事業継続等の不安要素となっているので、次世代の人材育成が出来るよう、育成者を配置した工事には、育成費として、経費の増額をしていただければ、人材育成の推進に受注者も積極的に取り組みやすいと思われるので、工事経費増額の検討をお願いしたい。</p> <p>施工計画の作成で、監督職員によっては、指示（指導）事項が異なることが多く有、戸惑う場面がある。現場ごとに性質の違いもあり、その現場オリジナルを作成することは、大切な事と思われるが、監督員とすりあわせる機会がもっとあると良いと思うことがある。</p> <p>(特に段階確認時期)</p> <p>既設改修が絡む工事の際、施設の使用停止などが計画されていなかったり、工事中も使用可能な様な打合せが行われていたりして、工程の管理が難しい、工事部分には第三者が立ち入らなくて済むように工事の計画や予定を組んでほしい。</p> <p>喫煙者がいる場合の対応</p> <p>公共施設内での喫煙が出来ない状況での喫煙場所の確保をどのようにしていけばよいか。</p>
--	---

別添資料（意見・要望事項：項目① 材料搬入報告書について）

[別紙]

現場代理人の押印を不要とする工事書類（鳥取県総務部営繕工事執行要領 別表抜粋）

番号	書類名称	作成者		提出時期	提出手段			作成部数	添付書類	書類様式 (指定がない書類の様式は任意とする)
		受注者	発注者		提出・郵送	電子メール	掲示			
1	火災保険等加入状況報告書	○		工事着手の日まで及び工期延長を伴う変更契約後速やかに	○	○	○	1	火災保険等の証(写)	様式 営第6号(参考)
2	建設業退職金共済証紙購入報告書	○		随時	○	○	○	1		様式 営第5号(参考)
3	工事实績情報の登録を証明する資料	○		契約締結後、変更契約締結後及び工事完成後から10日以内(JACIC から配信される登録内容を確認できない場合のみ提出)	○	○		1	登録内容確認書等	様式 営第8号(参考)
4	技能士の資格を証明する資料	○		適用工事着工の日まで(施工計画書に記載する場合は提出不要)	○	○		1	技能士を証する書類	様式 営第9号(参考)
5	材料搬入報告書 ※報告書、一覧表又は納品書コピー等(工事写真・工事打合せ簿・納品書のコピーのいずれか)のいずれかを選択	○		当該材料の搬入後速やかに(監督職員の承諾を得た場合は一括で提出可能)	○	○		2 <u>1</u>	材料搬入状況写真	<報告書> 様式 営第14-2号 <一覧表> 様式 営第14-3号 <納品書等> 様式 任意
6	発生材の処理に係る報告書	○		処理後速やかに	○	○		1		様式 営第25号(参考) 様式 25-2号(参考)
7	休日(時間外)作業届	○		休日(時間外)作業の日まで	○	○		1		様式 営第27号(参考)
8	工事週報(参考)	○		1週間毎	○	○		1		様式 営第28号(参考)
9	実施工程表(月間)	○		毎月	○	○		2		様式 営第28-2号(参考)
10	打合わせ記録	○		打合わせ毎速やかに	○	○		2		

※番号5:材料搬入報告書の下線部は、令和2年4月1日施行

令和2年度工事担当者意見交換会 県側予定議題

- ① 3kg未満の照明器具の吊りボルト施工の要否について
(東部建築住宅事務所 垣田係長)

- ② 低接地抵抗時のコンセント極性チェックの方法について
(中部総合事務所建築住宅課 山崎係長)